



全国健康保険協会
船員保険

船員の皆さまのための マイナ保険証 ガイド★



今後の医療機関等の
受診方法についての
ご案内ですので、
ぜひご一読ください。

！ 令和7年12月2日以降は従来の保険証は使えなくなり、
マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行します。



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

※本冊子は令和7年9月30日時点の情報をもとに作成しています。

※記載内容は変更になる場合がございますのでご了承ください。



これから医療機関等を受診するときは？

令和7年12月2日以降は、従来の保険証はお使いいただけません。

医療機関等を受診するには、以下のいずれかを提示してください。
この機会にぜひマイナ保険証の登録をお願いします。

方法1

マイナ保険証

おすすめ!

保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードのこと。
保険証として利用するには、マイナポータルでの利用登録が必要です。



<マイナ保険証イメージ>

メリット

よりよい医療が受けられる

初めて受診する医療機関等でも過去の薬の処方歴・診療情報が医師と共有でき、よりよい医療が受けられます。

高額な窓口負担が不要に

限度額適用認定証の申請をしなくても高額療養費の自己負担限度額を超える分のお支払いが不要です。

方法2

資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方等が医療機関等を受診する際に提示するカードのこと。
船員保険資格取得届の提出時や、資格確認書交付申請書を提出することで入手できます。

船員保険 資格確認書	本人(被保険者)
記号 1234567890	番号 1234567 検査 00
氏名	船保 太郎
生年月日	平成11年1月1日
性別	男
資格取得年月日	令和6年12月2日
有効期限	令和11年11月30日
保険者番号	02130011
保険者名称	全国健康保険協会船員保険部
保険者所在地	東京都千代田区富士見2-7-2

<資格確認書イメージ>

※プラスチック製のカードです

資格情報のお知らせについて

Point

医療機関のカードリーダー等の機器不良や、停電、ICチップ破損等の際は、資格情報のお知らせ[※]とマイナナンバーカードを提示することで医療機関等を受診できます(資格情報のお知らせのみでの受診はできません)。

※資格情報のお知らせはマイナポータルの資格情報画面でも代用可能です。

資格情報のお知らせ

記号 1234567890	番号 1234567	検査 00
氏名	船保 太郎	
生年月日	平成11年1月1日	
資格取得年月日	令和6年12月2日	
保険者番号	02130011	
保険者名称	全国健康保険協会船員保険部	

<資格情報のお知らせイメージ>

……▶ 船員の皆さまにこそおすすめ! マイナ保険証

もし寄港地で急病になっても 安心編



乗船・下船・転職が多くても 便利編



※ 保険が切り替わる際の加入手続きは 都度必要ですので忘れなく!

海上勤務でも!

他にもこんなメリットがあります!

- ・災害時にマイナンバーカードを持っていない場合でも薬剤情報・診療情報・特定健診情報を医師等に共有できます!
- ・医療費が高額になりそうな場合に申請する限度額適用認定証の手続きが不要になります。
- ・マイナポータルで医療費通知の情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ・70歳以上の方が医療機関等を受診する際に、高齢受給者証を持参する必要がなくなります。

<船舶所有者の皆さまへのお願い>

船員保険の被保険者資格取得届及び被扶養者(異動)届は、原則10日以内に管轄の年金事務所へご提出ください。



方法 1

マイナ保険証



まずはマイナンバーカードを保険証として利用登録します。

<事前に用意するもの>

- ・マイナンバーカード
- ・お住まいの市区町村役場で設定した4桁のマイナンバーカードの暗証番号
- ・マイナンバーカードの読み取り対応のスマートフォン
- ・マイナポータルアプリ

マイナンバーカードの
保険証利用登録はこちら



マイナポータルサイト

マイナポータルアプリはこちら



iPhone



Android



<利用登録の流れ>

- ① マイナポータルアプリを起動し、ログイン
- ② 「登録状況の確認」から「健康保険証」を選択し、保険証利用の登録画面へ
- ③ 暗証番号を入力し、マイナンバーカードの読み取りをして完了！

※ 就職や転職の際は、すみやかにマイナンバーをお勤め先へご提出いただきますようお願いいたします。

※ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーや、セブン銀行のATMからも利用登録ができます。



マイナ保険証の登録状況は、マイナポータルのホームタブ内「証明書」エリアから開くことのできる「健康保険証」ページにてご確認くださいませ。登録が完了している場合は、「利用登録状況」に「登録済」と表示されます。



<医療機関等の受診方法>

- ① マイナンバーカードをカードリーダーに入れます。
- ② マイナンバーカードの暗証番号(4桁)または顔認証で本人確認を行います。
- ③ 同意事項(過去の診療内容や薬の処方歴等を医師等に共有するかなど)の確認と選択をします。

※ マイナンバーカードの電子証明書の更新を忘れずにお願いいたします。

マイナポータルで医療に関する 自分の情報が確認できます！

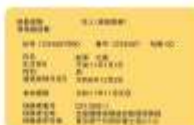
医療機関等の受診歴や、薬の処方歴、過去の医療費の推移等が確認できます。また、確定申告の医療費控除手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能です。

Point



方法 2

資格確認書



<発行対象の方>

- (i) マイナンバーカードを持っていない方
- (ii) マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方
- (iii) マイナンバーを船員保険部へ届け出していない方
- (iv) 資格確認書の発行を希望される方

<発行までの流れ> 以下の①～③のいずれかの方法で発行します。

① 船員保険資格取得届・被扶養者異動届※での希望による発行

届出書の中の「資格確認書発行要否欄」にチェックを入れてご提出ください。

※船舶所有者が提出する書類のため、この方法を希望する場合は船舶所有者への申し出が必要です。

(例：被保険者資格取得届)

① 被保険者 取得届	② 被扶養者 異動届	③ 資格取得届 提出方法	④ 資格取得届 提出方法	⑤ 資格取得届 提出方法	⑥ 資格取得届 提出方法	⑦ 資格取得届 提出方法	⑧ 資格取得届 提出方法	⑨ 資格取得届 提出方法	⑩ 資格取得届 提出方法	⑪ 資格取得届 提出方法	⑫ 資格取得届 提出方法	⑬ 資格取得届 提出方法	⑭ 資格取得届 提出方法	⑮ 資格取得届 提出方法	⑯ 資格取得届 提出方法	⑰ 資格取得届 提出方法	⑱ 資格取得届 提出方法	⑲ 資格取得届 提出方法	⑳ 資格取得届 提出方法	㉑ 資格取得届 提出方法	㉒ 資格取得届 提出方法	㉓ 資格取得届 提出方法	㉔ 資格取得届 提出方法	㉕ 資格取得届 提出方法	㉖ 資格取得届 提出方法	㉗ 資格取得届 提出方法	㉘ 資格取得届 提出方法	㉙ 資格取得届 提出方法	㉚ 資格取得届 提出方法	㉛ 資格取得届 提出方法	㉜ 資格取得届 提出方法	㉝ 資格取得届 提出方法	㉞ 資格取得届 提出方法	㉟ 資格取得届 提出方法	㊱ 資格取得届 提出方法	㊲ 資格取得届 提出方法	㊳ 資格取得届 提出方法	㊴ 資格取得届 提出方法	㊵ 資格取得届 提出方法	㊶ 資格取得届 提出方法	㊷ 資格取得届 提出方法	㊸ 資格取得届 提出方法	㊹ 資格取得届 提出方法	㊺ 資格取得届 提出方法	㊻ 資格取得届 提出方法	㊼ 資格取得届 提出方法	㊽ 資格取得届 提出方法	㊾ 資格取得届 提出方法	㊿ 資格取得届 提出方法
---------------	---------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

船員保険資格取得届、
被扶養者異動届はこちら



日本年金機構ホームページ

船員保険資格確認書
交付申請書はこちら



船員保険部ホームページ

② 船員保険資格確認書交付申請書の提出による発行

船舶所有者を通じて交付申請書を船員保険部へご提出ください。

③ 船員保険部の確認による発行

①または②の方法で発行申請をしていない方のうち、上記の発行対象(i)～(iii)であると船員保険部で確認できた方には、資格取得から30～50日後に発行いたします。

すみやかな発行を希望される場合は、できる限り①または②の方法で申請をお願いします。

※手続き終了後、被保険者及び被扶養者の方は、被保険者のお勤め先へお届けします。
(疾病任意継続に加入している方はご自宅)

<医療機関等の受診方法>

医療機関等を受診する際に資格確認書を窓口で提示してください。

資格確認書の有効期限は最大5年です

資格確認書が退職や有効期限切れ等で不要になったときは、以下の手順で破棄または返却をお願いします。

被保険者さま→ 有効期限が切れた資格確認書はご自身で破棄していただいて問題ありません。
有効期限前の資格確認書はお勤め先へご返却ください。

船舶所有者さま→ 有効期限前の資格確認書は、管轄の年金事務所に提出する船員保険資格
喪失届に添付してください。

Point



こんなときどうする？

医療機関等の受診Q&A

Q. マイナ保険証の登録をしておらず、資格確認書の発行申請もしていませんが、医療機関等にかかる際ははどうしたらいいですか。

A. 資格確認書の発行対象 (i) ~ (iii) (資格確認書ページ参照) であると船員保険部で確認できた方には、発行申請をしていただかなくても資格取得してから30~50日後に資格確認書を発行しています。「資格確認書交付申請書」をご提出いただくと、申請書の提出後、数日でお勤め先に資格確認書を送付いたしますが、医療機関等での支払いに間に合わない場合は、医療機関等にご相談ください。保険診療で受診できず、全額負担した場合は、払い戻しのお手続きを船員保険部へしていただくことで、かかった医療費の7~8割分の払い戻しを受けることができます。

Q. マイナ保険証の利用登録がうまくできませんが、これはなぜですか。また、どうしたらいいですか。

A. 船員保険の加入登録手続きが完了していないこと等が考えられます。下記の協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルにお問い合わせください。保険診療で受診できず、全額負担した場合は、払い戻しのお手続きを船員保険部へしていただくことで、かかった医療費の7~8割分の払い戻しを受けることができます。

Q. 従来の保険証が不要になったらどうしたらいいですか。

A. 令和7年12月2日より前に船員保険の資格を喪失した場合は、船員保険被保険者資格喪失届に添付し、管轄の年金事務所へご返却ください。令和7年12月2日以降に資格を喪失した場合は、ご自身で破棄していただくことも可能ですが、個人情報記載されていますのでご注意ください。

Q. 資格確認書は自宅に届くのですか。

A. 資格確認書はお勤め先へ送付いたします。お勤め先を通して受け取っていただくことになります (疾病任意継続に加入中の方はご自宅に送付いたします)。



各種お問い合わせ先

■「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバーカードに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

平日：9時30分から20時00分まで 土日祝：9時30分から17時30分まで

※「マイナンバーカードの紛失・盗難」によるカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。

■「マイナ保険証」「オンライン資格確認」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等に関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル ☎0570-015-369

設置期間：令和8年5月末まで(予定) 平日：8時30分から17時15分まで (土日祝日、年末年始を除く)

※日本語のほか、22か国語に対応